

第8期台東区障害福祉計画の基本理念（案）について

第7期障害福祉計画の基本理念（案）

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現



第8期障害福祉計画の基本理念（案）

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、障害特性にかかわらず、住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現

近年の社会情勢として、物価高や労働力不足などの継続による区民生活や事業活動への影響、令和5年のこども家庭庁発足と同時に本格始動した「こどもまんなか社会」の実現、デジタル化への対応などが挙げられる。

また、国が令和8年3月に策定した、令和9年度から3年間を対象とする「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」では、様々な障害特性に応じた支援体制の構築の重要性などが追加されている。

第8期台東区障害福祉計画の基本理念を検討するにあたっては、共生社会の実現という現行計画の主旨は維持しつつ、上記計画を通じて実現を目指す社会像を踏まえ、文言の見直しを図った。

《見直しのポイント》

・「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」を踏まえ、「障害特性にかかわらず」を追加。